

令和 5 年 5 月 八戸市議会臨時会

報 告 事 件

5月市議会臨時会に報告すべき事件

報告第12号	専決処分の報告について -----	3
	(自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分)	
報告第13号	専決処分の報告について -----	5
	(自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分)	

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和5年5月17日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和5年2月19日に八戸市大字尻内町字堤下の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第13号

損害賠償の額を定めることの専決処分について
市道における道路の損壊による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めること
を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年4月7日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 31,460円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和5年5月17日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和4年11月3日に八戸市旭ヶ丘一丁目の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第14号

損害賠償の額を定めることの専決処分について
市道における道路の損壊による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めること
を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年4月25日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 59,367円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

